(記 入 例)

技能を有する者の状況確認

4) 渦 井	ミ1年間の給え	水装置工事に	主に従事し	た適切に	作業を行う	ことがて	きさ	技能を	有す.	る者σ	(状(兄

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
 - □ 「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名(公表対象外) 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入) 保有している資格等 工事年度 水道 太郎 配管技能講習会 H○○ 社員A X R○○								
(公表対象外) 経験も有しているか (○×を記入) 保有している資格等 年度 水道 太郎 ○ 配管技能講習会 HOO 社員A ○ × ROO 上記内容の公表の可否 □ □ □	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	取付・せん孔、給水	資格等を	工事				
社員A O X ROO ROO Labeled ROO		経験も有しているか		保有している資格等	年度			
上記内容の公表の可否	水道 太郎	0	0	配管技能講習会	ноо			
	社員A	0	×		ROO			
(司) 太司								

保有している資格については、<u>資格を証明する書類の写しを添付してください。</u> 技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。